

別記

第1号の3様式（第5条関係）

記入例

新入生一部早期給付

京都府奨学のための給付金申請書

令和7年 4月 1日

京都府知事 様

京都府奨学のための給付金支給要綱に基づき、給付金の受給を申請します。

申請書を記入した年月

次の5点を確認の上、□にレ印を記入してください。

☒	この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
☒	この申請書に虚偽の記載があった場合は、京都府の求めに従いその全額を即時返還します。
☒	私は、京都府以外の都道府県に奨学のための給付金の申請を行っておりません。
☒	この申請の対象となる高校生等（母子生活支援施設に入所している者を除く。）は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づく措置費等のうち、見学旅行費又は特別育成費のいずれについても支弁対象者となっておりません。
☒	京都府奨学のための給付金支給要綱第1条に規定する給付金（以下「給付金」という。）と次に掲げる同種の資金との併給調整に当たり、給付金の申請書及び添付書類に含まれる個人情報を、知事が当該個人情報の利用目的以外の目的で利用し、又は京都府教育委員会に提供することに同意します。 (1) 京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例（昭和50年京都府条例第10号）第2条に規定する修学奨励金 (2) 京都府高等学校修学金 (3) 交通遺児奨学 (4) 母子家庭奨学 (5) 京都府高校生生活費支援金等奨励金等（各別添付書類） ※ 高校生等が成年の場合は、当該高校生等の署名が必要です。

高校生等の署名

1 申請者に関する事項

フリガナ	キョウト タロウ	申請者住所	〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町 ○番地○
申請者氏名	京都 太郎	高校生等との関係	親権者 未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・高校生等本人・その他（ ）
連絡先電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは、「父母」と読み替えてください。

2 高校生等に関する事項

フリガナ	キョウト イチロウ	生年月日	平成〇〇年 〇月 〇日
氏名	京都 一郎		
在学する学校	所在地 京都 都道府県 京都市上京 市区町村	課程	☒ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☐ 専攻科
	学校の名称 国公立 〇〇高等学校	学年等	1年 〇組 〇番
	在学期間 令和7年 4月 1日 ~ 在学中	在学中に給付金を受給した回数	なし ☒ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明 ☐
前籍校（高等学校等）における在学期間	国公立 〇〇高等学校	在学中に給付金を受給した回数	なし ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明 ☐
		過去に本給付金を受給した回数にレ点を記入してください。分らない場合は「不明」にレ点を記入してください。	なし ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明 ☐

★生活保護法による「生業扶助(高等学校等就学費)」を受給している世帯の場合

3 保護者等に関する事項

高校生等の保護者等全員（申請者を含む。）について記入してください。

フリガナ	キョウト タロウ	住所	〒
氏名	京都 太郎		☒ 申請者住所と同じであるため、記入を省略します。
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者 ・高校生等本人・その他（ ）		
フリガナ	キョウト ハナコ	住所	〒
氏名	京都 花子		☒ 申請者住所と同じであるため、記入を省略します。
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者 ・高校生等本人・その他（ ）		

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは、「父母」と読み替えてください。

保護者等の住所が京都府外である場合、その理由を記入してください。

4 保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の所得の状況等に関する確認について

提出する証明書等について、（1）から（3）までの当てはまる□にレ印を付けてください。

- (1) ☒ 申請年度の4月1日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費に限る。）を受給していることが分かる証明書を提出します。

(2)

・令和7年4月1日時点で、生活保護法による「生業扶助(高等学校等就学費)」を受給している場合、
(1)にチェックし、生業扶助を受給していることが分かる生活保護受給証明書を添付してください。

※生活保護を受けている世帯でも、「生業扶助(高等学校等就学費)」を受給していない場合には
(2)にチェックが必要です。

※生活保護を受けている方で、「生業扶助(高等学校等就学費)」を受給しているか不明な場合は、
お住まいの地域の市役所、町村役場又は府保健所にお問い合わせください。

このページで他に記入いただく箇所はありません。

**★生活保護法による「生業扶助(高等学校等就学費)」を受給しておらず、
道府県民税及び市町村民税の所得割額が非課税である世帯の場合**

3 保護者等に関する事項

高校生等の保護者等全員（申請者を含む。）について記入してください。

フリガナ	キョウト タロウ	住所	〒
氏名	京都 太郎		
高校生等との関係	☒ 申請者住所と同じであるため、記入を省略します。 親権者 ・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者 ・高校生等本人・その他（ ）		
フリガナ	キョウト ハナコ	住所	〒
氏名	京都 花子		
高校生等との関係	☒ 申請者住所と同じであるため、記入を省略します。 親権者 ・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者 ・高校生等本人・その他（ ）		

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは、「父母」と読み替えてください。

保護者等の住所が京都府外である場合、その理由を記入してください。

4 保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の所得の状況等に関する確認について

(2)又は(3)の該当する口にチェックの上、**令和6年度の課税証明書等を提出してください。**
 チェックを記入する箇所については、**記入例の「チェック箇所確認シート」**を確認してください。

(2)

①	☒ 親権者（両親）2名分の課税証明書等を提出します。 ☐ 控除対象配偶者（氏名 ）である親権者の申請の前年の収入が100万円以下であり、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されていないため、もう一方の親権者1名分の課税証明書等を提出します。
②	☐ 離婚、死別等により親権者が1名であるため、親権者1名分の課税証明書等を提出します。 ☐ 親権者が2名存在するものの、事情（ドメスティックバイオレンス、養育放棄等）によりやむを得ず一方の親権者の課税証明書等を提出できないため、もう一方の親権者1名分の課税証明書等を提出します。
③	☐ 未成年後見人（ ）名分の課税証明書等を提出します。
④	☐ 高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）2名分の課税証明書等を提出します。
⑤	☐ 主たる生計維持者1名分の課税証明書等を提出します。
⑥	☐ 高校生等本人の課税証明書等を提出します。

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは、「父母」と読み替えてください。

(3)

☐ 所得確認の対象が未成年の高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれもない場合）であるが、道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていないため、課税証明書等を提出しません。
--

※ (2)及び(3)に当てはまる場合は、次の内容を確認の上、口にレ印を付けてください。

☒ 私の世帯は、申請年度の4月1日において、生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費に限る。）を受給していません。

【！】必ず☒してください。

6 在学状況等に関する証明

申請年度の4月1日に在学する学校の校長による証明を受けてください。

1 この申請に係る生徒は、申請年度の4月1日現在、本校に在学しています。		
2 この申請に係る生徒に関する高等学校等在学期間は、この申請書に記載のとおりです。		
3 本校は、高等学校等就学支援金の支給対象校です。		
4 この申請に係る生徒は、高等学校等就学支援金（又は学び直し支援金）の支給を受ける資格を有する者です。		
以上、証明します。		
学校が記入する欄です。		
年	月	日
学校の所在地		
学校名		印
校長名		

7 給付金の振込先口座

振込先口座									
〇〇		銀行 金庫 組合	〇〇		本店 支店 出張所	預金種別 ☒ 普通 ☐ 当座			
口座番号			口座名義人（フリガナ）				金融機関コード※記入不要		
*	*	*	*	*	*	*	姓	名	
							キョウト	タロウ	

- 注 1 振込先口座については、原則として申請者が開設する口座を記入してください。
やむを得ず申請者以外の者が開設する口座を振込先とする場合は、委任状を添付してください。
- 2 上記の情報を確認することができる振込先口座の通帳の写し等を添付してください。

<振込
※ 金
ペー

・原則、申請者が開設する口座を記入してください。やむを得ず、申請者以外が開設する口座を振込先とする場合には、委任状の提出が必要になります。

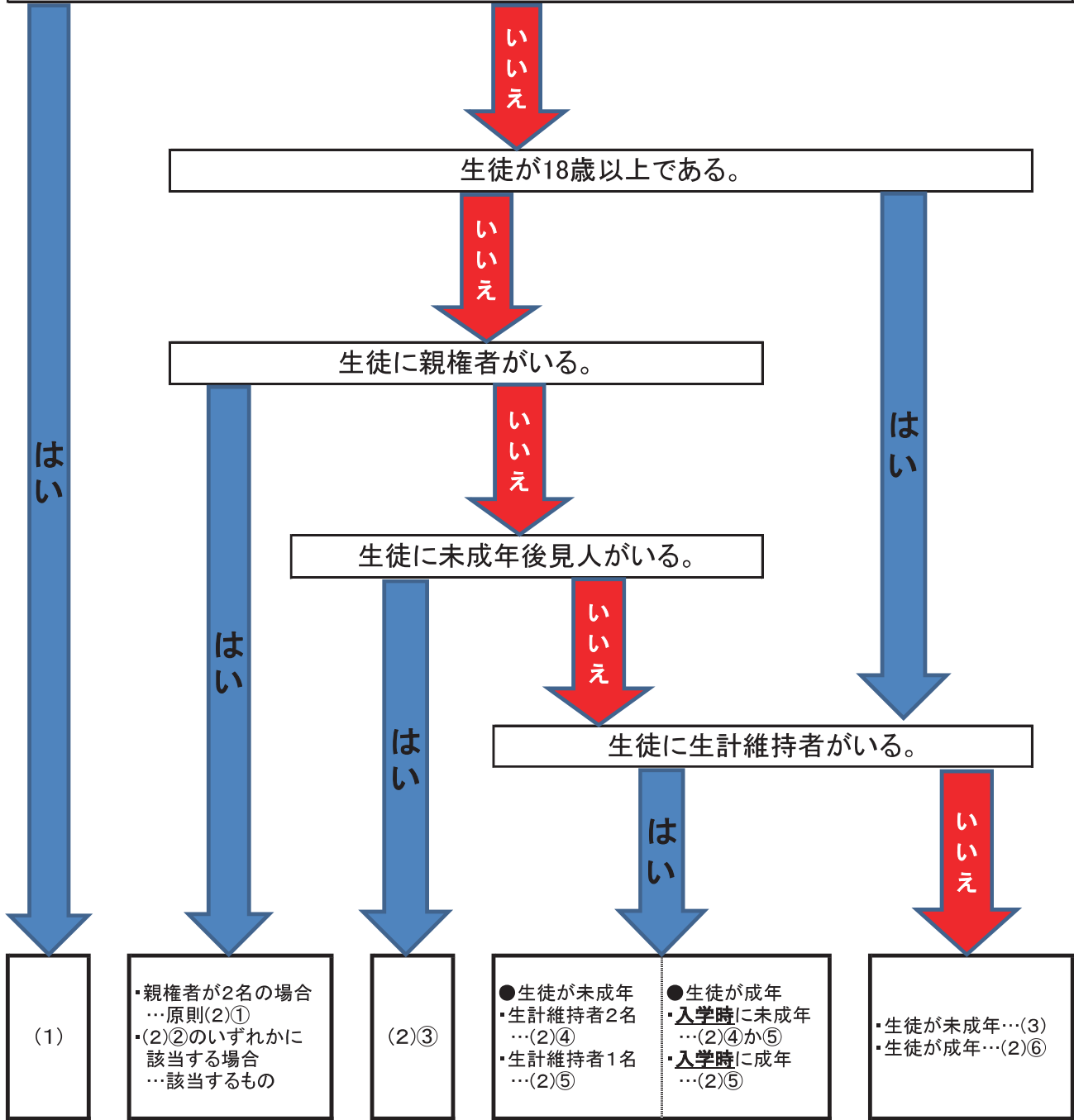
・通帳の写し等を添付してください。

申請書 項目4 チェック箇所確認シート

※必ず、令和7年4月1日時点の状況で確認してください。

※チェック箇所に書かれている書類を、申請書と一緒に提出してください。

生徒が、生活保護法による「生業扶助(高等学校等就学費)」を受給している。



「※(2)及び(3)に当てはまる場合は…」以下のチェックも必ずつけてください。